

東海農政局所管農業農村整備事業優良工事等の受注者の表彰実施要領

制 定 昭和60年9月19日60海建第402号(設)
最終改正 令和6年3月25日5海振第1815号

第1 目 的

東海農政局所管の国営農業農村整備事業(以下「事業」という。)の工事(以下単に「工事」という。)若しくは測量・調査・設計業務(以下単に「業務」という。)であってその成果が優秀であり他の模範となるもの、又は工事若しくは業務を実施した受益地域内における優れた地域貢献活動(以下単に「地域貢献活動」という。)を展開したもの(以下「優良工事等」という。)の受注者を表彰し、事業への理解を深めるとともに設計・施工技術のレベルアップ、地域貢献活動への積極的な取組等、受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰の対象となる優良工事等及びその受注者の推薦等

1. 優良工事等

農政局長表彰の対象となる優良工事等は、東海農政局管内において前年度に完成した工事若しくは前年度に完了した業務(当該工事に係る基本設計及び実施設計にあつては前年度までの年度に完了した業務)であつて次のいずれかに該当するもの、又は東海農政局管内における地域貢献活動のうち、別紙1「東海農政局優良工事等の選定基準」に基づき選定したものとする。

- (1) 契約金額が3千万円(ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事の場合は全体の契約金額とする。)以上の工事
- (2) 契約金額が1千万円以上の業務

2. 農政局長への推薦

東海農政局管内国営事業所長及び事務所長(以下「事業(務)所長」という。)は1.の規定を踏まえ、それぞれの事業に関して農政局長表彰に値すると考える受注者について、毎年6月末日までに別紙2の様式により優良工事等の受注者の推薦書(以下「推薦書」という。)を農政局長に推薦する。

この場合において、地域貢献活動に関する推薦は、3.に基づく公募により受注者から事業(務)所長に応募のあったものから推薦するものとする。

なお、推薦件数は1事業(務)所につき3件程度以下とする。

3. 地域貢献活動の公募

農政局長表彰に値する地域貢献活動について、農政局長は別紙3「東海農政局所管農業農村整備事業の受注者の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」に基づき公募を行うとともに、「地域貢献活動の表彰」について東海農政局のホームページ等に掲載し、受注者への周知を図るものとする。

第3 審査委員会の構成・審査方法等

1. 審査委員会

- (1) 農政局長は、優良工事等の受注者の表彰を公正かつ適正に行うため、東海農政局所管農業農村整備事業優良工事等受注者表彰審査委員会(以下「委員会」という。)及び同委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。
- (2) 委員会の構成は次のとおりとする。

審 査 委 員 長	農 政 局 長
審 査 委 員	次 長 (農村振興部に属する事務を所掌する次長)
〃	総 務 管 理 官
〃	農 村 振 興 部 長
〃	地 方 参 事 官 (事業計画関係)
〃	地 方 参 事 官 (各省調整)

(3) 幹事会の構成は次のとおりとする。

幹	事	長	農村振興部設計課長
幹		事	農村振興部事業計画課長
	〃		農村振興部水利整備課長
	〃		農村振興部防災課長
	〃		農村振興部設計課工事検査官

(4) 委員会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を東海農政局農村振興部設計課に置く。

2. 審査の方法等

- (1) 幹事会は、事業(務)所長から農政局長に対し提出のあった推薦書及び添付書類の書面審査を行い、委員会に報告する。
- (2) 農政局長は、農政局長表彰に値する優良工事等の受注者（以下「農政局長表彰者」という。）を選定するため委員会を開催する。
- (3) 委員会は、東海農政局における農政局長表彰者を選定する。
- (4) 農政局長は、前項で選定した者（工事及び業務に係る者に限る。）の中から、農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰実施要領の第2の2に基づき、農林水産大臣表彰及び農村振興局長表彰（以下「大臣表彰等」という。）の候補として農村振興局長へ推薦することができる。

第4 表彰の方法、通知等

1. 農政局長は、第3の2の(4)で推薦した者が、大臣表彰等に該当した場合は、当該者を大臣表彰等の表彰者として、同(3)により選定した者（大臣表彰等に該当した者を除く。）を農政局長表彰者として賞状を授与して表彰することとし、表彰の期日を決定した上で表彰者に通知するものとする。
2. 農政局長は、第3の2の(4)により推薦する者が無かった場合及び推薦した者が大臣表彰等に該当しなかった場合は、同(3)により選定した者を農政局長表彰者として賞状を授与して表彰することとし、表彰の期日を決定した上で表彰者に通知するものとする。
3. 1及び2の表彰者の表彰式の出席者は、委員会及び幹事会構成員と表彰対象となった受注者を推薦した事業(務)所長とし、当該受注者からは、各2名程度とする。
4. 農政局長は、大臣表彰等及び農政局長表彰の表彰者の決定について、別紙4により事業(務)所長へ通知する。
5. 事業(務)所長が第2の2により推薦した受注者のうち、大臣表彰等及び農政局長表彰に該当しなかった受注者について、事業(務)所長表彰者として賞状を授与して表彰することができる。
事業(務)所長表彰に値すると考える受注者がいる場合において、事業(務)所長は、当該者を事業(務)所長表彰者として賞状を授与して表彰することとし、表彰の期日を決定した上で表彰者に通知するものとする。
なお、事業(務)所長表彰者の表彰式において、表彰対象となった受注者からの出席者は、各2名程度とする。

第5 表彰の取り消し

1. 農政局長は、第4の1及び2により通知をする前に指名停止を受けた場合は表彰の対象から外すことができる。
2. 農政局長は、第4の1及び2により通知を行い表彰式までの間に指名停止を受けた場合は表彰を取り消すことができる。
3. 事業(務)所長は、第4の5により通知をする前に指名停止を受けた場合は表彰の対象から外すことができる。
4. 事業(務)所長は、第4の5により通知を行い表彰式までの間に指名停止を受けた場合は表彰を取り消すことができる。

附 則

この要領は、昭和60年 9月17日から実施する。

平成 元年	5月23日一部改正
平成 7年	1月25日一部改正
平成14年	3月29日一部改正
平成19年	2月21日一部改正
平成27年1	1月20日一部改正
平成28年1	1月 7日一部改正
平成30年	8月13日一部改正
平成31年	1月29日一部改正
令和 2年	9月17日一部改正
令和 4年	3月28日一部改正
令和 5年	1月17日一部改正
令和 6年	3月25日一部改正

(別紙 1)

東海農政局優良工事等の選定基準

農政局長表彰の対象となる優良工事等の選定については、農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰実施要領の別紙 1（3 及び 6（1）を除く。）に定めるもののほか、この選定基準の定めるところによる。

1. 当該推薦時点の前 2 年間（前々年度 10 月 1 日から当該年度 9 月 30 日まで）において、東海農政局管内のみならず、全国を対象として指名停止を受けた受注者は選定しないこと。
なお、共同企業体の場合、構成員の 1 者でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。
また、地域貢献活動にあつては、当該推薦時点の前 2 年間を当該公募開始時点の前 2 年間と読み替えるものとする。
2. 工事の選定に当たっては、東海農政局工事成績等評定実施要領の別記様式第 1 の⑥評定点合計が高位であることとし、技術的難易度、規模、重要性及び低コスト工法の提案を考慮する。
なお、選定件数は本要領第 2 の 1 の要件を満足する工事を土木工事と施設機械工事に区分し、それぞれの区分ごとの契約件数の 10%程度とする。
3. 業務の選定に当たっては、東海農政局業務成績評定要領の別紙様式第 2 の修正後の総合評定点の業務評定が高位であることとし、技術的難易度、規模、重要性及び新技術等の提案を考慮する。
なお、選定件数は本要領第 2 の 1 の要件を満足する業務の契約件数の 10%程度とする。
4. 地域貢献活動の選定に当たっては、別紙 3「東海農政局所管農業農村整備事業の受注者の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」の第 3 の評価の視点を考慮する。
5. 上記 2. ～ 4. における優良工事等表彰者選定に係る評価項目、評価点等については、審査委員会で別途定めるものとする。
6. 過去 2 年間に表彰実績のない受注者を優先して選定する。